

支部ニュース 団 東 京 2007年12月号No.408

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

- 支部35周年記念リレートークは「貧困と平和」をテーマに
堤未果氏、伊藤真氏、伊藤和巳氏、都教組の方(予定)に決定！
- 『憲法をめぐるせめぎ合い - その今とこれから』を読んで……飯田美弥子
- 憲法改悪反対・教育基本法改悪阻止八王子共同センターの取り組み・高橋伸子
- 弁護士中心の市民メディア（NPJ）ついに正式に始動！……高橋右京
- 新「テロ」特措法案反対を掲げて国会要請……秋野達彦
- 初めて意見書に携わって……鈴木剛
- 堀越事件控訴審第1回公判意見陳述……船尾徹
- 第2回若手学習会……鈴木剛
- 個人事務所の団員のみなさま 総会特別報告集へのご寄稿をお願いします
- 法律事務所事務局のみなさまも総会特別報告集へのご寄稿を
- 11月幹事会報告
- 日誌

12月の団東京支部幹事会は12月19日（水）午後2時から。午後4時からは鷺見賢一郎団員を講師に「労働者派遣法」の学習会もあります。どうぞご出席下さい。

**支部35周年記念リレートークは「貧困と平和」をテーマに
堤未果氏、伊藤真氏、伊藤和巳氏、都教組の方
（予定）に決定！**

支部35周年記念行事の概要が決まりました。日程を確保しご参加下さい。

日時 2008年2月22日（金） 会場：如水会館（地下鉄神保町駅・竹橋駅下車）

午後1時00分～2時30分 支部総会

午後3時00分～6時00分 リレートーク

午後6時30分～8時00分 レセプション

第35回東京支部総会 如水会館 松風の間

今回は宿泊はありません。

リレートーク 如水会館 松風の間

「貧困と平和」をテーマに各界でご活躍の方々からお話していただきます。

< 講師 >

堤 未果氏 「貧困大国 アメリカ」(仮題)

<プロフィール> 米国野村證券勤務中に9・11に遭遇。現在、執筆、講演活動で活躍。「報道が教えてくれないアメリカ弱者革命」(海鳴社)で、日本ジャーナリスト会議黒田清新人賞受賞。「貧困大国アメリカ」(岩波新書)を刊行予定。

伊藤 真氏 「貧困と憲法」(仮題)

<プロフィール> 1984年弁護士登録 1995年 憲法を実現する法曹要請のため「伊藤塾の司法試験塾」を開講。憲法の理念を広める講演活動を全国で行っている。

伊藤和巳氏 「ワーキングプア」(仮題)

<プロフィール> 前首都圏青年ユニオン委員長として青年の労働問題に取り組む。現在は、東京公務公共一般労働組合書記長。

都教組の方(予定) 「東京の教育」(仮題)

講師の順序は現在検討中です。

レセプション 如水会館 富士の間

立食パーティーです。

35周年を祝い、思い出とともに
未来を語り合いましょう!

参加費	団員	1万円
	事務局	3000円



< 場 所 > 如水会館 松風の間・富士の間

東京都千代田区一ツ橋2-1-1

03-3261-1101(代)

地下鉄神保町駅から徒歩3分、

竹橋駅から徒歩4分

「憲法をめぐるせめぎ合い - その今とこれから」を読んで

飯 田 美 弥 子 八王子合同法律事務所

- 1 去る11月9日、八王子共同センターの集会に、坂本修自由法曹団前団長をお呼びして、講演をしていただきました。坂本先生には、忙しいご予定をやりくりして八王子まで来ていただきながら、45分間という、いささか短い時間でお話をお願いしたので、参加者から「もっと聞きたかった」という感想も寄せられましたが、坂本先生自身も時間を気にして、慌てておられたのは残念でした。

「先生の話で足りなかったところは、この本で。」と、講演を補うべく平積みにして販売したのが、表題の本です。

- 2 読もう読もうと思いながら、雑務に追われて、気がつけば、70頁ほどの薄い冊子は記録の山に埋もれている有様。やっと、大阪家裁に出張する折、電車の中で読みました。

坂本先生が講演の中でも引用しておられましたが、今年8月、自民党国会議員の妻までも、「今度は自民党に投票したくない。何だか戦争のにおいがしていやだわ」と言ったという話に、参議院選挙前の重苦しい気分を思い出しました。

三多摩地域の憲法ミュージカルについても触れてくださっています。憲法ミュージカルのテーマは、沖縄戦が教科書から削除される話。後に、沖縄での大規模な県民集会で、検定意見が覆されようとしているのも記憶に新しいことです。八王子市民会館での公演からの帰り道、友人と「まだ、こんなミュージカルが上演できる世の中ではなかった。憲法改正の国民投票だなんてことになったら、この会場も警察官に監視されることになるんでしょうね。」と話したものでした。先の国会議員の妻と同じような胸苦しさを、私も感じていたのです。

- 3 そして、参議院選挙での自民党の歴史的な大敗。安倍晋三氏の政権投げ出し。もとより、参議院で第一党となった民主党も、党首の小沢氏は、本音は自民党と一緒にですから、大連合したいに違いありません。でも、世論がそれを阻止しています。

民主主義が保たれていてよかった。自由な言論活動が、まだ保障されている世の中ではよかった。ないがしろにされ、埃を被っていたかに見えた憲法が、俄に胸震いをして立ち上がり、私の骨格はそんなにやわじゃないよ、と、その底力を私たちに示してくれたかのようです。

- 4 今夏、国民は、主権者として自分の力を実感する貴重な経験をしたと思います。

改憲のスケジュールが先送りを余儀なくされたことは間違いありません。

しかし、坂本先生が書いておられるとおり、これで、改憲勢力がその目論見を断念するものでないことも、明らかなです。憲法を語り、憲法に生命を吹き込む活動を緩めてはならない。憲法は、国民の不断の努力によって、守られるものなのです。

坂本先生が団長だった当時、教育問題委員会の担当次長だった私は、団長が教育基本法に対して冷たい、と言い、団長は、いや、憲法が変えられてしまったら、教育基本法は自動的に変えられてしまうんだよ、と言い、いえ、先生、教育基本法が変えられたら、早晩、主権者意識のない成人がどんどん作り出されて容易に憲法改正をされてしまうんです、と私が反論し・・・、ということもありました。

今や、いろいろな闘いが、憲法を守れの運動と結びついてきています。坂本先生も書いておられるとおり、9条と25条というように、貧困の問題も、教育の問題も、労働問題も市民問題も、憲法が変えられてしまったら、拠り所がなくなってしまう、憲法がしっかりしていることで、初めて、その上に、生存権や労働基本権や教育を受ける権利の保障が言える。片方だけではない、両方なくてははいけない。そのことが、受け入れられつつあります。

- 5 運動の足を止めてはなりません。八王子では共同センターが有権者の過半数署名に取り組み始めました。坂本先生は、講師として力を尽くすとおっしゃる。私は何をやるのか、などと考えていたら、新幹線の車窓に、「憲法9条は日本の宝 大阪府教職員組合」の立て看板が流れました。

こうして、みんなの力が、憲法の看板も異様ではない局面を作り出してきたのです。看板に励まされた、私もがんばる、と大阪の皆さんに伝えられたらいいのに。そういう憲法を大事にしようというネットワークが、もっと広がり、もっと緊密さを増すように、私も協力したい・・・。

何だか、坂本先生の術中にはまったような気もしますが、坂本先生のこの本を読むと、あなたもきっと、そんな気分になりますよ。

以上



「憲法をめぐるせめぎ合い - その今とこれから」

坂本修弁護士（前自由法曹団団長）に聞く

編集 マスコミ・文化 九条の会 所沢

発行 連合通信社 ￥500

憲法改悪反対・教育基本法改悪阻止 八王子共同センターの取り組み

高 橋 伸 子 八王子合同法律事務所 事務局

八王子では、昨年、教育基本法改悪反対と国民投票法案廃案を目的として、「憲法改悪反対・教育基本法改悪阻止八王子共同センター」を結成しました。各地の共同センターの中で憲法改悪反対とともに教育基本法改悪反対も掲げてつくられた共同センターは八王子だけだそうです。加盟団体は、労連、都教組、民商、退職教員の会など地域の民主団体、政党では共産党、そして事務所もその団体のひとつになっています。八王子市内にある11の地域9条の会の各活動の情報交換や、諸団体との合同企画などもしており、八王子の憲法運動の地域拠点のひとつとなっております。

昨年、教育基本法改悪が目前になっていた時、都教組八王子支部が資金を出し、10万枚の教育基本法改悪反対の署名ハガキつきカラーチラシを作成し、朝日新聞、毎日新聞に6万部折込をしました。また、地域9条の会の方々と協力し、市内5ヶ所での集会デモを約610名の参加で成功させました。市内5ヶ所で同時に集会デモを行い、それぞれに実行委員会を結成して取り組んだことは初めての試みでした。

今年、国民投票法案が通りましたが、向こう3年間で、いかに憲法9条を護り、八王子市民の間に憲法改悪反対の意識を広げられるか、みんなで議論しました。ひとつは、八王子の街のあちこちに目に見える形でアピールするための「憲法ステッカー」を作ろう、そのデザインを公募しようという事になりました。また、八王子市民の過半数の憲法改悪反対署名をやろうという壮大な目標を決めました。

公募のデザイン発表と署名をすすめるピースチャレンジャーを選ぶために決起集会を企画しました。この大きな目標を掲げてスタートしようという集会で、是非元気の出る力強い講演を坂本修弁護士にお願いしたいという声が上がりました。そうして11月9日「憲法9条まもれ八王子市民過半数署名をすすめる決起集会」が行なわれ、80名の方が参加しました。坂本先生から「市民過半数署名運動は首都圏の市レベルでは初の試みである。改憲阻止の光を八王子からすすめていってほしい。心から期待する」と激励も込めて、熱く語って頂きました。公募していたステッカーのデザインは48作品集まり、集会参加者に投票をして頂いて最優秀賞に輝いたのが「9条を抱く地球」(写真参照)です。これからこのステッカーを1万部普及し、署名とともに取り組み、八王子で憲法9条をまもる運動を広げていきたいと思っています。

弁護士中心の市民メディア（NPJ） ついに正式に始動！

高 橋 右 京 渋谷共同法律事務所

報道などでご存じの方も多いと思いますが、弁護士が中心に関与している市民メディア「PEOPLE'S PRESS」運営のHP「the News for the People in Japan」【NPJ】が、11月26日の記者会見を経て、正式にスタートしました。

「平和、基本的人権にストレートに偏ったメディア」(笑)で、生活困窮者、身障者、高齢者、外国人労働者など、マス・メディアがなかなか取り上げない情報も取り上げ、また、市民による活きた情報発信ページへのリンクを充実させ、写真や映像などを使用した個人・市民団体・労働組合などの多様な情報、集会・イベントの情報などを知ることが出来る市民運動の「ワンストップ」となるメディアを目指します。ぜひ、「お気に入り」に入れてご活用下さい(「NPJ」で検索すればすぐに出てきます)。

目玉コーナーとして、社会的に広く知らせるべき裁判等の進行状況(次定期日の日時と予定されている内容・法廷・傍聴希望者の集合場所・裁判報告集会や関連集会のお知らせ、前定期日の内容とその評価、これまでの手続きの経過など)やその裏側などについて、弁護士のネットワークを活かして、当該訴訟の担当弁護士がリアルタイムで執筆を担当する「弁護士の訟廷日誌」があります。原稿依頼開始から一ヶ月半程度で、全国の弁護士から100件ほどの原稿が寄せられており、マスメディアの司法記者の方からも、「これだけまとまってわかりやすい裁判情報は見たことがない」との声も寄せられています。すでに、多くの東京支部団員からも原稿が寄せられていますが、皆様、ぜひ原稿をお寄せ下さい！同時に、判決文や訴状などの情報も収集・蓄積していきたいと考えています。

その他、「NPJ 通信」として、今後、識者の論評などを充実させるとともに、メディアリテラシー(メディアを読み解く能力)を重視した提言や批評を行っていきたいと考えています。すでに、「ガンジー大山の回文道場」(大山勇一弁護士)、「島弁日記」(小海範亮弁護士)、「猿田佐世のNY便り」(猿田佐世弁護士)などの連載が始まっています。新たな連載も募集中です。

チラシを同封しましたが、2008年1月17日(木)18時～、作家の吉岡忍さんを講師に、四谷の弘済会館で設立記念集会を行います。ぜひ、ご参加下さい。また、今後、正会員、賛助会員などのお願いもさせて頂きたいと思います。あわせて、カンパのお願いもさせて頂きます。メディアの現状を変える一助となりうるこの取り組みに、ぜひご協力をお願い致します！

(振込先は、みずほ銀行 四谷支店 普通 1067673 「ピープルズ・プレス」)

新「テロ」特措法案反対を掲げて国会要請

秋 野 達 彦 三多摩法律事務所

去る11月22日(木)に、松井団長をはじめとする団員約15名で、新「テロ」特措法案反対を掲げて国会要請を行った。

当日は、朝10時に衆議院第二議員会館に集合し、二人一組となって、参議院外交防衛委員会の委員と護憲派の議員を中心とする47名の参議院議員に対し、「報復戦争参加法 新『テロ』特措法案に反対する意見書」を手渡した。

意見書は、新「テロ」特措法案に基づく自衛隊の活動が、国連憲章や国際法によっては正当化されず、日本国憲法にも明確に違反するものであることを、豊富な資料と明快な分析をもって明らかにしている。そして、自由法曹団がアメリカの報復戦争参加のための新「テロ」特措法案に断固として反対し、新法案によって自衛隊のインド洋派兵を許さず、イラクからも自衛隊を撤退させるよう強く求めるとともに、日本が平和憲法を活かし、平和的な手段による人道的な復興支援のために積極的な役割を果たすことを求める内容となっており、20ページにも及ぶ力作である。

数名の議員とは直接会って話をすることができ、新テロ特措法案の問題点や今後の国会情勢（参議院において問責決議が出された場合の解散の有無についての見通し等）について率直な意見を聞くことができた。話を聞くことのできた議員は、総じて新「テロ」特措法には明確に反対の立場であった。団員からは、防衛省の不正疑惑に審議の大半を費やして、肝心の法案の審議が後回しになってはいないか等といった問題提起がなされた。

自衛隊の海外派遣を恒常化し、ひいては改憲による自衛軍創設への悪しき一歩になりかねない新「テロ」特措法の成立を阻止するため、一人一人が「9条を守れ！」という声を挙げ続け、行動を起こすことが必要であろう。

初めて意見書に携わって

鈴木 剛 まちだ・さがみ総合法律事務所

今年の2月より、自由法曹団東京支部の事務局次長を担当しております。その中で憲法問題を担当することとなり、改憲対策本部会議にも参加させていただいています。

2007年11月20日、自由法曹団は「報復戦争参加法 新『テロ』特措法案に反対する意見書」を発表しました。この意見書の第2「正当化されない報復戦争参加法案」の項について執筆活動に加わらせていただきましたので、そのことをご報告します。

私はこれまでに意見書なるものを書いたことはなく、作業の方法も全く分かりませんでした。しかし今村幸次郎団員からは、従前のテロ特措法についての意見書を参考にすればよいから大丈夫でしょうとの励ましの言葉を受け、何とか作業を行いました。

新「テロ」特措法案は、その「目的」において、数多くの国連安保理決議を挙げ、法案を正当化しようとしています。しかし、これら決議のいずれも、アメリカによる報復戦争に根拠を与えるものではありません。法案を読み、その目的に挙げられている決議を調べて、何とかたたき台を作成することができました。

そして、常任幹事会での討議を経て、見事な意見書が完成しました。

作成にあたっては、前本部次長の山口団員にいろいろご指導いただきました。ありがとうございました。

常日頃から、情勢に関心を持ち、知識の習得に努めていないと、自分のように話が来たら慌てることになります。きちんと自分のアンテナを張っておくことが大切なんだなあと感じております。



報復戦争参加法

新「テロ」特措法案に反対する意見書

自由法曹団

堀越事件控訴審第1回公判意見陳述

船 尾 徹 東京南部法律事務所

国家公務員の政治活動禁止規制を合憲とした原判決の論理、そしてそこに流れている思想の問題点に敷衍しながら、この政治活動禁止規制の合憲性審査のあり方について陳述します。

1 ナチ・ドイツにおける恐怖支配 —— 眠りのなかの夢まで支配

本件事件が起訴される2年前の2002年7月、「ナチ・ドイツと言語」という本が、岩波新書から発行されています。東北大学の宮田光雄というヨーロッパ思想史の研究者の手になる本です。「ヒトラー演説から民衆の悪夢まで」というサブタイトルのもとに、「政治的言語」を中心にして、ナチ・ドイツ社会の幾つかの側面に光をあてた注目すべき本であります。この本の「あとがき」には、ナチ党組織の帝国指導者だったローベルト・ライの『ナチ・ドイツでは、なお私生活を送りうるのは眠っている間だけのことだ』とする発言が引用されています。しかし、この本の筆者は、「ナチ・ドイツでは、日常生活の全局面が党のプロパガンダや組織によって覆い尽くされていたから、ただ眠っているときだけは自由である」というけれども、それは正しくないというのです。ナチ政権の下で生活していた人びとの数多くの夢を、1933年から39年の間に収集した調査記録などの分析をもとにして、「ナチ・ドイツ社会では、眠りと夢すらも昼間のプロパガンダとテロリズムのもとに包摂されていた」としています。ナチ・ドイツにおける全体主義的統制と支配は、人びとの眠りのなかの夢という「私的領域」の最も奥深くまで浸食し、その私生活全体を国家統制の対象とし、公・私の違いを認めず、眠りのなかの夢まで支配していたのです。

2 戦前日本における天皇制支配

ナチ・ドイツと軍事同盟をむすんでいた戦前の日本も、「凡そ国家秩序によって補促されない私的領域というものは本来一切存在しない」、「我が国では私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てない」国家・社会であったことを、戦後の論壇をリードした政治学者丸山真男は、「超国家主義の論理と心理」（「現代政治の思想と行動」未来社所収）という論文で明らかにしました。この論文は、あの不幸な戦争に至る道を何故に阻止できなかったのかを真摯に追求した人びとの間でベストセラーとなりました。

人々の生活領域を私的領域と公的領域とに区分し、私的な生活領域では、各自がそれぞれの信奉する価値観・世界観に沿って生きる自由^{*1}が保障され、個々人の思想・信条、良心の自由、結社の自由、表現の自由などの市民的自由が保障される「私的領域」に、

*1 長谷部恭男「憲法とは何か」（岩波新書 10頁 - 11頁）

公権力、とりわけ警察権力が踏み込むことなどできないとする「近代立憲主義」は、戦前の日本には存在しなかったのです。

当時の文部省は、日常の市民生活のすべてを、たとえ眠りのなかにあっても、国家に奉仕することを国民に強制・動員するため、1941年に「臣民の道」を編纂しました。「私生活を以って国家に関係なく、自己の自由に属する部面である」と見做し、私意を恣にするが如きことは許されない」、「遊ぶ閑、眠る間と雖も国を離れた私はなく、すべて国との繋がりにある。かくて我等は私生活の間にも天皇に帰一し国家に奉仕するの念を忘れてはならぬ」として、いっさいの価値が天皇との距離によってはかられる、そのような私的領域と公的領域の区別が消滅した国家^{*1}のもとで生活することを全国民に強制し、あの戦争に動員していったのです。それがいかなる破局を招いたかは多く語る必要はないでしょう。

3 「臣民の道」と「公務員の政治的中立性」

原判決は、公務員は、「勤務時間外」の公務とまったく関係のない「私的領域」の場において、政党の構成員にとって不可欠な政治的意見の表明をする政党機関紙号外の配布行為を、「特定政党のためにする直接かつ積極的な支援活動」、「政治的偏向の強い典型的な行為」であるとして、刑事制裁の対象にすることを正当であるとししました。

私生活の場でも、「公務員の政治的中立性」の維持のためには、「政治的に空白」で「非政治的」な人間として生活し行動することを公務員に要求したのです。そして、堀越氏が私生活の場において政治活動を行うのではないかといった嫌疑のもとに、公安警察が彼の私生活における生活行動のすべてを、観劇、友人たちとの談笑・交際、カラオケ店への出入り、金融機関への金員の返済等々、国家公務員法、人事院規則に規定する政治的行為とおよそ無関係な私生活のすべてを、監視し尾行することを容認したのです。

「公務員の政治的中立性」を「私的領域」の場にまで「極大化」して適用することによって、「私的領域」の場における政治的自由を「最小化」し、公務員の私生活のすべてを警察権力による監視の対象にすることを容認したのです。

「公務員の政治的中立性」をここまで粗雑にふりまわして、「私的領域」の場における公務員の政治活動を禁止し刑事制裁を科し、その私生活を警察権力の監視の対象とすることを許容する原判決の論理と、戦前日本における「臣民の道」が「私的領域と公的領域の区別が消滅した国家」のもとで生活することを全国民に強制し、戦争に動員した論理との間に、その歴史的背景とその時代の社会状況を捨象したときには、どれほどの違いを私たちは見いだすことができるのでしょうか。

4 政治的思想信条の自由の否定につながる原判決の政治活動禁止の論理

原判決がいまなお「指導的判例」と仰ぐ猿払事件最高裁判決における「多数意見」、

*1 姜 尚中「愛国の作法」(朝日新書 76頁)

高松簡易保険局事件最高裁判決における中村治朗裁判官の「補足意見」、そしてその嫡流である原判決はいずれも、主権者としての権利の具体的行使として保障されている「政治活動の自由」を、公務員には根本のところ否定しているのです。それどころか「政治的偏向」のレッテルをはりつけ、「嫌悪と敵意」の対象にしているのです。

休日に職務、職場組織と関係なく、公務員としても認知されることのない、そして、外観からは、国民の誰もが政治的行為であるなどと認識できない堀越氏の投函行為によって、「職場に何らかの悪影響が及んだことはなく」、「行政の中立性とこれに対する国民の信頼を侵害したり、侵害する具体的な危険を発生させたりするものではなかった」と、原判決は認定しているのです。しかし、そうした行為であっても、「行政の中立的運営に対する国民の信頼」を損ない、「党派的偏向の強い」「違法性の強い行為」であるとししました。原判決が、このように決めつけるのは、そのような投函行為をするような国家公務員は、その行為によって、偏向した政治的信条あるいは政治的信条に基づく党派的偏向が外部に表面化してきたのだ、国民もそうみているのであるから、「行政の中立的運営に対する国民の信頼」を損なうことになるというのです。

こうした理由で国公法・人事院規則を合憲として刑事制裁を適用するということは、「政治的行為」に着目しているようで、実はその行為者の「政治的信条」を処罰の対象と扱っていることになるのではないのでしょうか。^{*1} それでは、公務員の政治的思想・信条の自由を否定することにつながり、政党に加入しその構成員となることまで禁止できるとする論理との間に質的な違いをみいだすことができなくなります。

しかし、国公法、人事院規則による政治活動の禁止規制が、公務員の「政治的思想信条」を刑事制裁の対象としているというのであれば、憲法19条違反の結論を回避することはできません。このような憲法19条違反を回避するためには、「公的領域」における公務員としての職務遂行に関連しての政治活動であるか、勤務時間外であっても公務員としての地位を前提として行われる政治活動に限定するとして、「公務員の政治的中立性」の適用上の限界を認める合憲限定解釈をするか、あるいは本件のごとき政治活動にまで適用するのは適用違憲とするしかない。また、そもそもこのような限定的適用をすることが法令上不可能であるというのであれば、国公法・人事院規則による政治活動禁止規制自体を法令違憲としなければならない。しかし、こうした問題について、原判決はまともに検討しようとはしませんでした。

5 公務員の政治的言論表現活動と「危険な傾向」を有する言論

公務員の政治活動を、「政治的偏向」を基軸にして、「公務員の政治的中立性を損なうおそれの高い行為」であるとする原判決と猿払事件最高裁判決の多数意見、そして高松簡易保険局事件における中村治朗裁判官の補足意見の論理はいずれも、政治活動によってもたらされるという法益侵害の危険の質・量を無視して、抽象的・観念的に法益侵害

*1 佐々木弘通「社会保険庁職員事件 地裁判決をどう理解するか」(法学セミナー No.623 47頁)

の危険を一般的に肯定するところにいきつきます。

原判決によれば、国家公務員の政治的思想信条・要求を市民に伝達する政治的言論表現活動としておこなわれる「政党機関紙号外の配布行為の禁止」の合憲性を審査するにあたって、その表現活動によって「直接具体的に生じる弊害のみに限定して」検討するのは、「相当でな(い)」というのです。そうした表現活動を「放任した場合、その所属する行政組織内の公務員全体に本件政治的行為を許容することにつながりかねず、そうした波及的效果が累積された場合に生じ得る弊害をも併せ考慮して判断」すべきだということです。そのような視点からみた国家公務員の政治的言論表現活動としての配布行為は、「政治的偏向の強い典型的行為」であり、「社会にとって危険・悪質な傾向の言論」とするものです。こうして原判決は、公務員の政治的言論表現活動については、「現実の危険の発生をまたずにそれだけでただちに規制され」、「現実の危険の発生ではなく、一般的な危険の傾向をその処罰根拠」^{*1}とすることを肯定する「危険な傾向」の理論を、日本国憲法が適用されるこの時代に呼び戻したものです。

その論理は、マッカーシズムが吹き荒れる 1950 年代に、アメリカでは表現の自由を規制するには、法益侵害の現在性、明白性、重大性を必要とした「明白かつ現在の危険のテスト」が「重大にしてありうべき危険のテスト」に変容し、1930 年代以前の「危険な傾向の理論」に逆行した理論が登場した歴史を彷彿させるものであります。

立憲主義の出発点である「公的領域」と「私的領域」との区分を無視し、職業生活時間と私的生活時間を明確に区分する労基法・労働時間規制の法原理にも違反し、そしてこのような「危険な傾向」の理論^{*2}を復活させ、本件のごとき投函行為に抽象的危険を認め、刑事制裁の対象とすることを容認する原判決の論理には、政治的言論・情報が、この社会に自由に流通・交換されることによって人格形成と自己実現をはかり、主権者として統治過程に参加することを保障する国民主権原理と根本的に反する「特異な政治活動観」が、その基底に流れているといわざるを得ません。民主的政治過程における表現の自由の重要性の視点が欠落しているのです。^{*3}

7 「公務員としての地位」と「市民としての地位」との関係

周知のとおり、猿払事件最高裁判決における「反対意見」の基本的立場は、「基本的人権としての政治活動の自由も、絶対無制限のものではなく、公共の利益のために真にやむをえない場合には、多かれ少なかれ何らかの制限に服することをまぬかれないが、積極的な政治活動はその性質上その時々 of 政府の見解や利益と対立、衝突しがちであるため、とにかく政治権力による制限を受けやすいことにかんがみるときは、このような制限がされる場合には、その理由を明らかにし、その制限が憲法上十分の正当性をもつも

*1 曾根威彦「表現の自由と刑事規制」(一粒社 14 頁 - 15 頁)

*2 奥平康弘「表現の自由」(有斐閣 65 頁 - 66 頁、121 頁)

*3 伊藤正巳「憲法」(弘文堂 294 頁 - 295 頁)

のであるかどうかにつき、特に慎重な吟味検討を施すことが要請される」としているところにあります。

政治活動の自由に対する制限は、必要最小限度の明確な規制であることを要求する「反対意見」においても、公務員が、「その職務を離れて専ら一市民としての立場においてする政治活動についても一定の制限を課すべき公共的な利益と必要が存することは、これを否定することができない」としています。

しかし、公務員の公務労働が民間労働者のそれと比較して、なにがしかの「特殊性」を有するにしても、「反対意見」は「公務員としての地位」と「市民としての地位」は両立・併存し得る関係にあるものと捉えることにより、^{*1}「多数意見」のごとく、「このことから直ちに、一般的、抽象的に公務員の個人的基本権としての政治活動の自由を行政の中立性の要請に従属させ、その目的のために必要と認められるかぎり、右政治活動の自由に対していかなる制限を課しても憲法上是認されるとの結論を導き出すことはできない」としたのです。

こうして個別具体的に政治活動の自由と行政の中立性という「両法益の相互的比重を吟味検討し、真に行政の中立性保持の利益の前に公務員の政治活動の自由が退かなければならない場合、かつ、その限度においてのみこれを制限するとの態度」を採用したのです。

「反対意見」は、公務員であれ裁判官であれ、「宗教的・政治的に『中立』あるいは『空白』な人間など存在しないというのが、社会共通の理解」であり、「いかに強い宗教的・政治的信条の持ち主でも、その職務遂行にあたっては、自らの内心の信条とは別個に、中立的立場を貫くであろうという信頼」^{*2}に立脚し、「政治」と「行政」とを明確に区分したうえで、^{*3}その論旨を展開しているのです。それは選挙時であるからといって特別の差異を見いだすことなどしていない。

むしろ選挙の時期こそ、政治的言論表現活動が自由闊達に行われる道を保障することが議会制民主主義を支える不可欠な基盤的前提なのです。公務員にも主権者としてこうした政治過程に現実に参加するための政治的言論表現活動を、市民として行うことのできる道を保障すべきではないでしょうか。

しかし、猿払事件最高裁判決の「多数意見」、中村治朗裁判官の「補足意見」、そして原判決には、いかに強い宗教的・政治的信条の持ち主でも、その職務遂行にあたっては、自らの内心の信条とは別個に、中立的立場を貫くであろうという「信頼」と「理解」が、

*1 徳島地判1969年3月27日（徳島郵便局事件 判例時報560号38頁）、青森地判1970年3月30日（むつ営林署事件 判例時報611号101頁）、名古屋地判1973年3月30日（豊橋郵便局事件 労働判例835号77頁）

*2 西谷敏「勤務時間外における政治活動禁止の根拠と限界」（労働法律旬報1638号 22頁）

*3 佐藤功「公務員の政治活動と行政の中立性」（判例時報757号 12頁）、今村成和「公務員の政治的自由の制限と違憲審査基準」（「人権と裁判」北海道大学図書刊行会所収 37頁）

まったく欠落しています。そこには「公務員に国への『全人格的な服従』と忠誠を要求する 19 世紀の立憲君主制の憲法下の法制度において典型的に妥当する」^{*1} 公務員観しか存在しない。これでは成熟した今日の市民社会における良識をみいだすことはできません。

8 「公務員の政治活動」ととらえるのはミスリーディング

そもそも勤務時間外である休日に、職務とまったく関係なく、誰とも対面することもなく、しかも、私服で、政党機関紙の号外ピラを集合郵便受に投函する行為を「政治活動」とであると捉えるとしても、このような政治活動は誰が見ても「市民としての政治活動」であって、「公務員の政治活動」と捉える国民はどこにも存在しません。「市民としての政治活動」を「公務員の政治活動」とであるととらえる原判決の認定は、国民の常識に反したものであり、明らかに「ミスリーディング」^{*2} であります。原審では、弁護人は、本件投函行為の「外観」に即して、本件禁止規定の保護法益を刑罰的観点と労働法的観点から検討することによって、本件のごとき投函行為は、人事院規則 14 - 7 の 6 項の 7 号、13 号の「配布行為」に該当しないこと、そして、公務員関係内における生活行動としての政治活動に対する制裁（懲戒処分）であるのか、公務員関係外における生活行動としての政治活動に対する制裁（刑事制裁）であるのか、に対応して合憲性審査基準が適用されるべきであることを、アメリカ連邦裁判所における判例法理の分析等々から明らかにしてきました。

ここではあらためて、本件投函行為は、「公務員の政治活動」ではなく「市民としての政治活動」とあるという事実には、公務員の「市民としての政治活動」に刑事制裁による規制の合憲性審査をするにあたっては、市民とおなじ表現の自由制約の一般法理である「厳格な合憲性審査基準」が適用されるべきであって、公務員だからといって市民とは異なる合憲性審査基準が適用されるべきではないのです。

「刑事制裁」に対する厳格な合憲性審査による判定基準としては、「第 1 に、民主主義国家にとって最も重要な国民の政治的意見表明の自由を制約しなければならない程に重大な害悪が発生する現実の危険が存在すること、第 2 に、人権の制限が右害悪の発生防止に厳密に一致し、真に必要な最小限の制限にとどまっていること」^{*3} を、社会的事実をもって具体的に証明されなければならないのです。しかし、原判決は、そのような証明をしませんでした。社会的事実をもって証明することができなかったのです。これでは国民は公正な裁判であると受けとめることはできません。私たちは国民の良識に基づいた審理と裁判を実現されることを願ってやみません。（10月10日記）

*1 芦部信喜「憲法訴訟の現代的展開」(有斐閣 1981年 237頁)

*2 樋口陽一「憲法 改訂版」(創文社 185頁)

*3 芦部信喜・憲法学 人権各論(1)[増補版](有斐閣 410頁以下) 長岡徹「公務員の政治的行為に対する刑事制裁の違憲性」(「新たな監視社会と市民的自由の現在」法律時報増刊 日本評論社 68頁)

第2回若手学習会

事務局次長 鈴木 剛

去る11月26日に、第2回の若手学習会が開催されました。第1回の人数には及ばないものの、20名弱の参加を得て、非常に有意義な学習会になったと思います。

今回の学習会の内容は、第1部が、梅田団員による「労働審判制度」についての講演、第2部が、松井団員による「サンケイ新聞意見広告事件」についての講演の2部構成で行われました。

梅田団員は現在団東京支部の事務局次長で、57期であり「若手」に属する世代ではありませんが、この度発足した東京地評労働相談弁護士会でも事務局次長を務め、既に10件以上の労働審判の経験を有する労働審判のエキスパートです。当日は、詳細なレジユメを用意し、労働審判制度導入の経緯から掘り下げて説明いただきました。



審判員に事案を理解してもらうために、申立書を充実させることが必要だということで、通常陳述書に記載されるような事項についても、できるだけ申立書の中に記載すること、重要書証については、申立書別紙として添付すること、表などを活用し、視覚的にアピールする申立書を作成することなど、解説書には書かれていないような工夫の仕方を教えていただきました。

松井団員は、弁護士登録後7年目でサンケイ新聞事件を担当されたそうです。自分も現在登録7年目ですが、先例もないような事案を担当するなどということは、とても大変な作業に思われました。しかし、松井団員は、逆に、先例のない事件では、ベテランも若手もないとの我々若手への激励の言葉をいただきました。

サンケイ新聞事件は判例百選などを通じての知識はありましたが、今回の学習会では、当時の政治状況、ジャーナリズムにおける意見広告の位置付け、外国法制やアメリカにおけるマスコミの状況など、様々な背景事情をご説明いただき、より理解を深めることができました。



学習会後は、懇親会が行われ、夜遅くまでにぎやかに語り合いました。

次回の若手学習会は、1月23日(水)に行われる予定です。内容は、遺産分割事件(講師 赤沼康弘団員)、朝日訴訟(講師 四位直毅団員)の予定です。次回学習会は、新60期団員の歓迎会もかねて行いたいと思いますので、お誘い合わせのうえ、是非ご参加下さい。

個人事務所の団員のみなさま 総会特別報告集へのご寄稿をお願いします

支部総会の時期が近づいてきました。来年2月の支部総会は支部35周年として行います。当然、総会では議案書の討論を行いますし、特別報告集の発行をする予定です。

これまでの特別報告集は支部ニュースなどでご寄稿をお願いするとともに支部団員のみなさまに個別のお願いをしてきました。

しかし支部の情報収集能力の実情から、現実には原稿をお願いする支部団員の方は集団事務所の団員が中心になっているのが実際です。今回は従来以上に個人事務所の団員の方々のさまざまな活動を、ぜひとも特別報告集に収録したいと考えています。特に今度の総会は35周年を記念するものでもあり、支部団員の活動の記録に遺漏なきを期したいと思っています。

テーマ、字数はご自由です。なお、約1200～1600字が1ページとなりますので、ご参考としてください。締め切りは1月末日です。印刷の関係で遅れて入稿したものは特別報告集の本冊に入らない場合がありますが、支部ニュースに掲載して支部団員全員の手元に届くようにします。図表や絵、写真なども添付いただくとより楽しいものになると思います。支部ニュース表紙のアドレスにメールで送って下さい。その際、件名と本文冒頭に「特別報告」とお書き下さい（この表記がないと支部ニュース原稿と混同するおそれがあります）。正式の題名も必ず付して下さい。

特別報告集の主題は広く取り上げたいと思っています。日常の弁護士活動や地域での住民の一員としての取り組み、また数年前の活動であっても支部ニュースや特別報告で取り上げていないもの、途中経過を掲載したが結果報告未了のものなども歓迎します。研究論文や問題提起もお願いします。随想、趣味などの記事も結構です。

この機会に多くの団員のみなさまのご参加をお願いしたいと思っています。

法律事務所事務局のみなさまも 総会特別報告集へのご寄稿を

これまで支部総会特別報告集には法律事務所事務局のみなさまのご寄稿も掲載してきました。今回も同じく原稿を募集いたします。

事務局のみなさまの取り組みについて、支部では十分に情報をつかみ切れていないのが実情です。そのため個別のお願いとしてはなかなかできておりません。しかし35周年を記念する特別報告集には事務局のみなさまのご寄稿も積極的に集めたいと思っています。

ます。

テーマ、字数はご自由です。約１２００～１６００字が１ページとなりますので、ご参考としてください。締め切りは１月末日です。図表や絵、写真などの添付も歓迎します。支部ニュース表紙のアドレスにメールで送って下さい。その際、件名と本文冒頭に「特別報告」とお書き下さい。また正式の題名を必ず付して下さい。

各事務所宛に、憲法運動についての事務所の取り組みのご報告をお願いします。弁護士だけでなく、事務局の方の運動もぜひご寄稿下さい。

事務局のみなさまとともに３５周年を記念する特別報告集を完成したいと考えておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

憲法署名の取り組みをすすめよう！

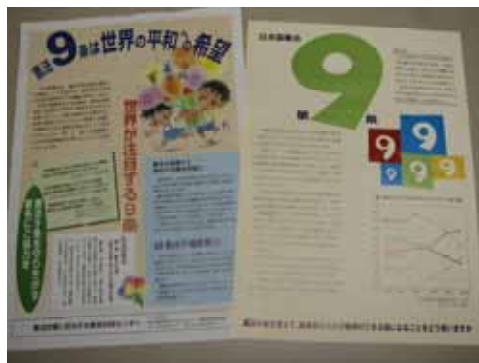
新テロ特措法案を強行するために、国会が延長されようとしています。（１２／１２ 現在）

自由法曹団東京支部は１２月１２日、各党幹部、衆議院議院運営委員宛に「新テロ特措法案強行の国会延長に反対し、新テロ特措法廃案を求める要請書」を送りました。

道理もなく、国際法上も認められない報復戦争を許すわけにはいきません。

団東京支部では、不戦の誓い・憲法９条を守り、平和な世界をつくろう！と、憲法署名の取り組みをすすめています。まちだ・さがみ総合法律事務所、旬報法律事務所では、事務所便り・新年号に署名用紙を同封するとのこと。他の事務所、団員のみなさまは、どのような取り組みをしていच्छいますか？取り組みの様子をぜひお知らせ下さい。

署名用紙の在庫も事務所にありますので、必要な方はご連絡下さい。



1 1 月幹事会報告

2007年11月26日 参加者 11名

1 ソフトボール大会

ヤコブ・大気チームが優勝。

ワイルドカード、MVPが新設される等の試みがなされた。

参加者は約150名、懇親会にも約120名が参加した。

感想・意見

例年以上にセレモニーが充実していた印象。久しぶりに参加したところ参加者の数が多くびっくりした。懇親会の時にチームごとに集まってしまい、事務所間の懇親が図られないように思われ、これを解消するため、来年以降は立食形式にして、交流を図るように改善を図ればどうかという意見が出た。概ね大成功であったとの感想であり、来年も本年の通り成功を目指す。

2 改憲問題

新テロ特措法に対する団の意見書が完成した。また、11月22日の国会請願は、多数の参加者があり、参院外交防衛委員だけでなく、民主党の一部議員にも要請を行うことができた。

民主党の議員は前向きな受け止めであるように思われた。自民党も丁寧な対応であった。こちらが衆議院での審議が不十分ではないかという指摘をしたところ、各党一様に同意見のようであった。

現時点において、同法に対する参院での審議はあまり進んでいない。

12月15日に法案成立は不可能であり、臨時国会は再延長の情勢である。どの程度の期間延長となるかという点も問題となる。これらの争点を踏まえ、12月7日に再度の要請を行うことになった。

現在、情勢は非常に不透明である、同法案が参院に回付された後も、議決されなかったときに、衆院多数の与党は再議決するか？自公の再議決の際、参院で問責決議をするか？問責決議が可決された際に内閣は解散を決断するか？

問責決議が参院で可決されてもなお、国会はそのまま審議するのか？その時は、民主は審議拒否をするのか？不透明な情勢である。

来年2月9日に共同センターと東京憲法会議とが共同して、講師を渡辺治教授、水島朝穂教授として学習会ができないかという声が出ている。同日午後、全水道会館で開催予定。

11月24日9条の会の集会が行われた。参加者が1000人以上に上った。来場者は非常に元気であるうえ、まめに活動している。創意工夫ある活動となっている。各地とも、地域性を生かし、文化活動との融合が図られている。

主な活動内容としては、映画の上映、戦跡めぐり、学習会（グループ討論をする）と活性化する）などである。発足後3年が経過し、地域に密着した活動ができるよ

うになった。9条の会を若者に広げる方法が議論された。特筆すべきアイデアとして、高校の前で宣伝活動を行い、大きな成果が上がったとの報告がなされた。兵庫弁護士会では大学の前で宣伝を行った。

財政面では、ほとんどの会ではカンパの入りがよく、安定している。ティッシュや、名刺を配るという活動も報告された。名刺には、学習会の日程等を刷り込み、ビラ配布よりも、多くの配布ができる。

青年分科会も開催された。若者は概ね間口の広い取り組みを目指している。街頭宣伝後の飲み会が隆盛のようである。

12月10日に九段会館で労働者集会が開かれる。

9条世界会議について

国法協、ピースボート等を中心に、現在呼びかけ人は80人を越えた。大江健三郎氏等、日本人のゲストを招聘できるだろうか検討中である。

有効な広げ方を現在模索しているところである。内容面でも若い人にも面白い企画を考えている。

活動資金の調達が問題となっている。

団としても成功を願っており、そのためには東京の団員によるバックアップは重要である。東京支部で何ができるか検討したいという意見が出された。開催がゴールデンウィークの2日間という日程であり、ぜひともイベントに参加したくなるような雰囲気作りが必要である。

10万人署名

東京法律事務所では待ち合わせ室に署名用紙を置く予定である。

まちださがみでは新年の事務所ニュースに折込予定。

旬報法律でも、ニュースへの折り込みの提起を検討中。

八王子は、共同センターが結成された、坂本修団員を招いて講演を行い、改憲反対で過半数署名を目指す。署名用紙を新年ニュースに折りこみ予定。

署名の行動は、支部ニュースに報告してほしい。

イラク特措法廃止法案が参議院で可決された時に、東京支部で声明を出すか？出すとしたら、どのような文面とするか。

撤退を含む内容の法案が可決されるのは初めてのことであり、声明を行う意義はあるのではないか。オーストラリアも段階的撤退を表明した今、非常に意義深い。

声明の執行先、声明の趣旨が検討された。

3 労働問題

東京地評の労働者の権利討論集会が11月3日に開催された。総勢で120名。

各分科会とも、30名前後の参加者で盛り上がった。同集会の内容は書籍になる予定である。

東京地評労働相談弁護団については弁護団会議(4回)の日程が決まった。

労働契約法制、労働条件の不利益変更問題、最低賃金法について。

来年は派遣法改正が大きな争点。12月の幹事会では驚見団員をお招きし、学習会を開催。若手中心に、集まってもらいたい。

12月5日、労働法制連絡会が派遣法の学習会、中野麻美団員が講師。

4 教育問題

都教組の滝沢先生をお招きし、懇談が予定されている。昨今の学力テストの実施、東京都の教育行政についての報告。

全国交流者会議において、沖縄の方が発言。教科書問題は、検定意見の撤回はなされていない。教科書会社から訂正申請についての審議をするだけ。その狙いは、10年後の再度改悪にある。10年後沖縄では戦争体験者は0になる。その時を狙って、審議結果を残しているという発言あり。12月3日に教科書問題の全国集会。

5 警察問題

11月27日集会（葛飾、堀越、世田谷事件）。

葛飾事件は12月11日高裁判決。

6 都営住宅承継問題

改正され、従来子供にも承継がなされていたのが、配偶者しか承継されないよう変更された。

7 反貧困

生活保護基準引き下げ問題。

8 若手学習会

第1部 梅田団員講師の労働審判、第2部 松井団長のサンケイ新聞事件。

第3回の講師は、赤沼団員、四位団員に決定。

第4回からの若手学習会は、幹事会と同日、幹事会の後の時間に入れたい。

9 35周年企画

支部総会は1時から2時半ころまでで開催し改憲・都政等一定の議案について意見交換を行い、その後選挙等の手続を行う。

3時から6時までリレートークを行う。

6時半からレセプションを行う。音楽や挨拶等の企画について検討中。

35年パンフについては、全8面の予定である。内容は、支部概略、活動内容、夏季合宿、ソフトボール大会、若手学習会等を盛り込む、原稿ほぼ完成。年内にはゲラが出来上がる予定。

日 誌 11 / 15 ~ 12 / 15

- 11月15日 「全国学力調査の中止を求める」
- 16日 自由法曹団教育問題委員会
- 17日 自由法曹団組織財務委員会 / 自由法曹団常任幹事会
- 20日 国民救援会東京都本部常任委員会
- 22日 自由法曹団改憲対策本部国会要請 / 国民救援会東京都本部委員会
- 26日 東京支部組織財務委員会 / 東京支部幹事会 / 第2回若手学習会 / 「生活保護基準の引き下げに反対し、拡充を求める」
- 27日 11.27 言論の自由と公務員の権利を考える集い / 安心して働きたい 東京のつどい / 革新都政をつくる会2007年度総会
- 28日 自由法曹団警察問題・教育問題合同会議 / 自由法曹団事務局会議 / 「イラク特措法を廃止し自衛隊の完全撤退を実現しよう」
- 29日 自由法曹団改憲対策本部事務局会議
- 30日 「迎撃ミサイル配備に抗議する」 / 11.30 夜の銀座デモ
- 12月 5日 自由法曹団将来問題委員会 / 派遣問題学習会 & 「労働法制東京連絡会」総会
- 6日 自由法曹団改憲対策本部
- 7日 司法総行動 / 憲法改悪に反対する東京共同センター新宿宣伝 / 自由法曹団改憲対策本部国会要請
- 8日 自由法曹団市民問題委員会 / 日本国際法律家協会定期総会及び創立 50周年記念行事
- 9日 東京母親大会
- 10日 自由法曹団教育問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会
- 11日 東京支部事務局会議 / 葛飾ピラ配布判決
- 12日 「新テロ特措法案強行の国会延長に反対し新テロ特措法廃案を求める要請書」 / 「12.12 新テロ特措法を許すな 軍事利権を徹底糾明せよ」集会（同集会実行委員会）
- 13日 自由法曹団国際問題委員会 / 東京支部教育懇談会
- 15日 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団常任幹事会 / 東京地方争議団共闘会議 第46回総会